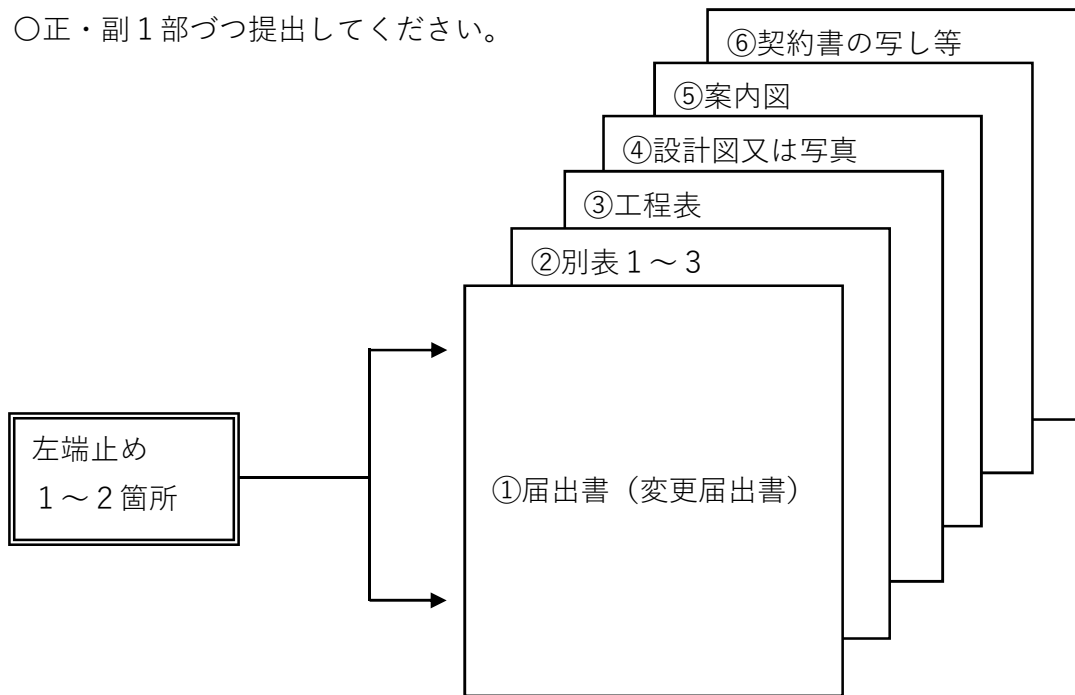


届出書（変更届出書）の綴り方

○正・副1部ずつ提出してください。



①届出書（様式第1号）（省第2条第2項）

②分別解体等の計画等（別表1～3）

- ・建築物に係る解体工事の場合・・・・・・・・・・・・・・・・別表1
- ・建築物に係る新築・増築，修繕工事等の場合・・・・・・・・別表2
- ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合・・・別表3

③工程表（届出書に記載できない場合）

届出書の様式では行程に関する記述スペースが狭いため，原則工程表を添付してください。

④設計図又は現状を示す明瞭な写真（省第2条第3項）

■設計図の場合 建築物等の性状に応じた必要な図面（立面図等）を添付してください。（サイズはA4。A4い害の場合はA4に折りたたんでください。）

■写真の場合 全体的な外観写真を1面以上，A4サイズの台紙に貼付してください。また，写真はカラーとし，インスタント写真，デジタルカメラ等で撮影した写真（プリントアウトしたものに限る。）でも構いません。

⑤案内図

当該対象建設工事を含む地域の地図に，当該対象建設工事を施工する場所に朱色で着色して明示したもの。（サイズはA4）

※インターネットの地図サイト等を利用して印刷した地図を提出するなど，著作物を利用する場合には，著作権法で定められた例外を除き，著作権者の許諾等が必要とされていますので御注意ください。

⑥契約書の写し等 建設発生木材の処理方法（処理施設の名称及びその所在地等）を明記した契約書の写し等。（サイズはA4）

・建設リサイクル法第13条第1項及び省令第4条で定められた契約書の写し（処理施設が記載された部分のみでも可）のほか、建設発生木材の処理施設が記載されている書類でも結構です。

・建設リサイクル法第11条による通知（発注者が国，地方公共団体の場合）も同様です。

・当該工事に建設発生木材が含まれない場合は提出不要です。

※⑥の契約書の写し等の添付については，法令等による添付義務はございませんが，千葉県における建設発生木材の不適正処理の防止やリサイクルを推進するため，ご協力をお願いするものです。